

# 花巻市振興センター条例

平成18年12月19日条例第312号

改正

平成19年6月19日条例第16号

平成21年3月10日条例第2号

## 花巻市振興センター条例

(設置)

第1条 市民の自主的な地域活動を支援するとともに、地域に根ざした生涯学習及び身近な行政サービスを行うため、花巻市振興センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松園振興センター	花巻市松園町4番地3 花巻市技術振興会館内
花北振興センター	花巻市四日町1丁目1番29号
花巻中央振興センター	花巻市花城町1番30号
花西振興センター	花巻市若葉町三丁目16番23号
花南振興センター	花巻市南城57番地
湯口振興センター	花巻市円万寺字堰田53番地1
湯本振興センター	花巻市湯本第4地割31番地8
矢沢振興センター	花巻市高木第19地割24番地14
宮野目振興センター	花巻市西宮野目第6地割172番地
太田振興センター	花巻市太田第32地割163番地3
笹間振興センター	花巻市北笹間13地割74番地1
大迫振興センター	花巻市大迫町大迫第3地割161番地 花巻市大迫交流活性化センター内

内川目振興センター	花巻市大迫町内川目第36地割85番地 内川目地区農村環境改善センター内
外川目振興センター	花巻市大迫町外川目第23地割54番地1 外川目地区基幹集落センター内
亀ヶ森振興センター	花巻市大迫町亀ヶ森第8地割24番地8 亀ヶ森地区農業構造改善センター内
好地振興センター	花巻市石鳥谷町好地第8地割78番地3 石鳥谷国際交流センター内
大瀬川振興センター	花巻市石鳥谷町大瀬川第10地割45番地2
八日市振興センター	花巻市石鳥谷町大興寺第8地割157番地4 八日市いきいき交流館内
八幡振興センター	花巻市石鳥谷町八幡第23地割147番地
八重畑振興センター	花巻市石鳥谷町猪鼻第7地割30番地1 八重畑定住促進センター内
新堀振興センター	花巻市石鳥谷町新堀第40地割27番地2
小山田振興センター	花巻市東和町北川目2区289番地 東和高齢者コミュニティセンター内
土沢振興センター	花巻市東和町安俵6区53番地 東和コミュニティセンター内
成島振興センター	花巻市東和町北成島5区212番地 東和高齢者創作館内
浮田振興センター	花巻市東和町上浮田2区140番地 浮田集会所内
谷内振興センター	花巻市東和町館迫5区22番地 谷内小学校内
田瀬振興センター	花巻市東和町田瀬14区137番地

(業務等)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。ただし、花巻中央振興センター、花西振興

センター及び土沢振興センターにおいては第3号の業務を除く。

(1) 地域づくり活動の支援に関すること。

(2) 地域における生涯学習に関すること。

(3) 戸籍に関する証明、住民票の写しの交付、印鑑登録証明及びその他の証明交付に関すること。

(4) その他市長が必要と認めること。

2 前項第3号に掲げる業務については、花巻市内全域を対象とし、当該業務の取扱いについては、別に定める。

3 センターの業務時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

4 センターの業務の休業日は、花巻市の休日に関する条例（平成18年条例第3号）に規定する市の休日とする。

（休館日）

第4条 センターの施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（使用時間）

第5条 次に掲げるセンターの施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

センター名	使用時間
花北振興センター 花南振興センター 湯口振興センター 湯本振興センター 矢沢振興センター 宮野目振興センター 太田振興センター 笹間振興センター	午前9時から午後9時まで
大瀬川振興センター 八幡振興センター 新堀振興センター	午前8時から午後10時まで
田瀬振興センター	午前8時30分から午後10時まで

( 使用の許可等 )

第 6 条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、センターの施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。

( 1 ) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

( 2 ) センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの施設の管理上支障があるとき。

3 市長は、センターの施設の管理上必要があると認めるときは、第 1 項の許可に条件を付することができる。

( 許可の取消し等 )

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 1 項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、当該許可を取り消し、又は行為の中止若しくはセンターの施設からの退去を命ずることができる。

( 1 ) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

( 2 ) 偽りその他不正な手段により前条第 1 項の許可を受けたとき。

( 3 ) 前条第 3 項の条件に違反したとき。

( 4 ) センターの施設の管理上必要があると認めるとき。

( 5 ) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

( 使用料 )

第 8 条 使用者は、許可と同時に別表に定める使用料を納付しなければならない。

( 使用料の減免 )

第 9 条 市長は、公益上必要と認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

( 使用料の不還付 )

第 10 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

( 委任 )

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

( 花巻市公民館条例の廃止 )

2 花巻市公民館条例（平成18年花巻市条例第238号）は、廃止する。

( 経過措置 )

3 この条例の施行の前日の日までに、花巻市公民館条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年6月19日条例第16号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月10日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

1 花北振興センター、花南振興センター、湯口振興センター、湯本振興センター、矢沢振興センター、宮野目振興センター、太田振興センター、笹間振興センター

( 1 ) 施設使用料

使用区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
ホール	500円	700円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
和室	200円	300円	200円	400円	400円	600円
講義室	200円	300円	200円	400円	400円	600円
資料展示室	100円	200円	100円	300円	300円	400円
調理室	100円	200円	100円	300円	300円	400円

( 2 ) 設備等使用料

使用区分	単位	使用料
ピアノ（平型）	1台 1時間	150円
16ミリ映写機	1台 1回	300円

## 2 大瀬川振興センター

使用区分	使用料		
	午前8時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
会議室	790円	790円	1,060円
第1講座室	250円	250円	380円
第2講座室	120円	120円	190円
調理実習室	120円	120円	190円

## 3 八幡振興センター

使用区分	使用料		
	午前8時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
講堂	930円	930円	1,190円
第1講義室	660円	660円	790円
第2講義室	660円	660円	790円
会議室	250円	250円	380円
図書室	250円	250円	380円
調理実習室	120円	120円	250円

## 4 新堀振興センター

使用区分	使用料		
	午前8時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後

	で	で	10時まで
講堂	930円	930円	1,190円
図書室	380円	380円	530円
会議室	660円	660円	790円
第1講義室	660円	660円	790円
第2講義室	660円	660円	790円
調理実習室	120円	120円	190円

## 5 田瀬振興センター

使用区分	使用料		
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
第1講義室	630円	1,160円	1,580円
第2講義室	630円	1,160円	1,580円

### 備考

- 1 入場料、会費その他これに類するものを徴収する場合の使用料は、別表の2倍の額とする。
- 2 暖房又は冷房を使用した場合は、実費を基準として別に定める額を徴収する。